

意見書

平成25年2月26日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

号

郵便番号 100-6150  
住 所 とうきょうとちよだくながたちょうにちようめ  
東京都千代田区永田町二丁目11番1  
氏 名 かぶしきがいしゃ  
株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ  
だいひょうとりしまりやくしゃちよう かとう かおる  
代表取締役社長 加藤 薫

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成24年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成24年度)(案)に対する意見募集」に関し、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

意見提出者:NTTドコモ

検証結果案		意見
1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証	(1)ブロードバンド普及状況に関する検証	<p>当社は新たな通信方式であるLTE方式に対応した料金プランにおいて、2012年10月より、通信速度が制限されない通信料の上限を3GB/月とする低利用者向けの料金プランを提供開始したほか、らくらくスマートフォンやスマートフォン for ジュニアといったシニアや若年層向けの端末の利用者に適した2,980円/月を上限とする低料金の料金プランを2012年8月、2013年2月にそれぞれ提供開始し、お客様から大変ご好評をいただいているところです。</p> <p>今後も当社は、お客様満足を第一に考え、お客様の様々なニーズに対応した料金・サービスを提供していく所存です。</p>
2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	(2)第二種指定電気通信設備に関する検証	<p>本年1月1日より、イー・アクセス殿はソフトバンクモバイル殿と同一資本グループに属しており、両社は、無線ネットワーク等のリソースを相互利用し競争上のシナジーを発揮すると明言しています。</p> <p>元来、MNO間のローミングについては、2009年10月に公表された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申」においても、MNOは「自らネットワーク構築して事業展開を図ることが原則である」としており、許容されるべき具体的な形態については以下の場合としています。(下記例については当社にて追記)</p> <p>ア 自網で提供するサービスと異なる市場のサービスを提供するために、他MNO網を利用する形態 (例:携帯事業者によるWiMAX事業者網の利用)</p> <p>イ 新規参入MNOが、認定開設計画等に基づき、自らのネットワークを全国展開するまでの間、暫定的に他MNO網を利用する形態 (例:イー・アクセス殿参入時の当社網の利用)</p> <p>ウ トラフィックの急増により、ネットワーク容量が逼迫している既存MNOが、新たな周波数の割当を受けたり、自らのネットワークを増強するまでの間、暫定的に他MNO網を利用する形態 (例:現在提供されているソフトバンクモバイル殿によるイー・アクセス殿網の利用) ※1</p> <p>※1: 2009年3月にソフトバンクモバイル殿がイー・アクセス殿のMVNOとして、提供している定額制のデータ通信。(現在、新規受付は終了)</p> <p>しかしながら、ソフトバンクモバイル殿については、900MHzの割当てを受け既に運用開始していること、NW収容効率の高いLTE導入等トラフィック対策を講じていること等を踏まえると、上記のウには該当しないと考えます。</p> <p>また、どのような提供形態になるか両社は公表しておりませんが、仮に1SIMでシームレスに自動ローミングし、恒常的に行われるとすれば、これ</p>

	<p>まででないケース(※2)となり、以下のような懸念が存在します。</p> <p>※2: これまでの事例では、上記アの場合、自社サービスと他社サービスのデュアル契約となり、それぞれに 1 契約を計上。イの場合、期間・エリアが予め定められた限定的な利用。ウの場合、それぞれの会社の 2 枚の SIM を利用者が使い分ける。</p> <p>① 契約数の省令報告はホーム事業者のみに計上され、ユニバーサルサービス料もホーム事業者のみが負担することとなります。2 社のネットワークをそれぞれ恒常的に使用できるのであれば、応分の負担をするべきであり、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申」や競争政策の趣旨に反していないか注視すべきものと考えられます。</p> <p>② 周波数帯域幅は競争の源泉であり、仮に互いの無線ネットワークも含め、自社のエリアであるとして競争しつつ、顧客獲得を行うとすれば、「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」における「共同支配」に該当するものと考えます。</p> <p>③ 第二種指定電気通信設備制度においては、閾値を定める「特定移動端末設備」について、同一契約で複数 MNO と接続される場合の明確な規定がなく、仮に省令報告に準ずるとすればホーム事業者にのみ契約数が計上され閾値の判断がなされる事態が想定され、これはローミング先事業者のシェアを過小に評価することとなり、二種指定が適正に運用されない事態と言えます。</p> <p>したがって、ソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿の取引が、ローミングによる採算を度外視した不透明な取引等となれば、規制の潜脱に繋がりがねず、審議会等の公の場において公正競争を阻害していないか検証を実施するとともに、イー・アクセス殿を第二種指定電気通信設備を保有する事業者として指定すべきと考えます。仮に、ソフトバンク殿がイー・アクセス殿の議決権を 3 分の 1 未満しか保持しないとしても、ソフトバンク殿が筆頭株主かつ、資本の 99%超をもち続けていること等を踏まえ、実質的に経営上の支配力を有していることに変わりがないことから、イー・アクセス殿を第二種指定電気通信設備を保有する事業者として指定すべきと考えます。</p>
(3) 禁止行為に関する検証	<p>事業者単位ではなくグループ単位で捉えた場合、当社、KDDI 殿、イー・アクセス殿を含めたソフトバンク殿の 3 グループの収益シェアは近接しています。</p> <p>また、KDDI 殿は同社傘下での J:COM 殿と JCN 殿の合併を発表(2012 年 10 月 24 日)する等、CATV 各社との連携を強めています。CATV 各社との連携強化により、同社の移動系と固定系の連携サービスである「au スマートバリュー」は開始後僅か 10 ヶ月で 285 万契約(2013 年 1 月 28 日 KDDI 殿決算発表)に達し、更には同社のスマートフォン新規契約の 33%が「au スマートバリュー」に加入(同決算発表)する等、同社のスマートフォン契約に大きく寄与しており、固定側の合従連衡が移動体通信市場へ与える影響が更に拡大する懸念が存します。</p> <p>以上のように、KDDI 殿・ソフトバンク殿の市場支配力も高まっていることから、禁止行為規制の指定対象について速やかに見直しを行うべきである</p>

		<p>と考えます。</p> <p>さらには、「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」において、指定の考え方について「当該電気通信事業者の総合的な事業能力を測定するための諸要因も踏まえ、総合的に判断する」とされ、「サービスや端末等の販売・流通における優位性」等が判断要素とされています。</p> <p>ソフトバンク殿によるスプリント・ネクステル殿買収(2012年10月15日ソフトバンク殿発表)は同社が買収の狙いとして述べているように、端末や通信設備の調達力など規模の経済性が増す事案と言えます。規模の経済性により、日本国内においても同社の市場支配力が大きく向上することは必至です。禁止行為規制が市場支配力に起因した規制である以上、本買収によるソフトバンク殿の市場支配力が高まることを踏まえ、審議会等の公の場において公正競争を阻害していないか検証を実施するとともに、指定対象の見直しを行うべきと考えます。</p>
	(7)その他	<p>「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集(平成24年度)」時にも申し述べましたが、SIM ロック解除に関しては、未だにごく一部の機種しか対応しない事業者が存在するなど、事業者間の取組み格差が顕在化しています。</p> <p>また、特定の端末において、仮に SIM ロック解除がなされたとしても、ソフトウェアによって特定の事業者の利用を制限している例も生じていることが判明しています。当社・KDDI 殿・ソフトバンクモバイル殿が共通の方式(FDD-LTE)を採用しているLTE方式については加入者の大幅な増加が見られ、さらに、Wireless City Planning 殿の AXGP や UQWiMAX 殿が今後提供予定の WiMAX2.1 はともに TD-LTE 方式に互換がある等、キャリアスイッチにおける SIM ロック解除の需要は益々高まることが想定されます。</p> <p>このような環境の変化も踏まえ、公正競争及びユーザー利便性の観点から、詳細な検証を実施するとともに、現行の「SIM ロック解除に関するガイドライン」を早急に見直すべきと考えます。</p>

以上